

議案第2号

令和4年度島根県過疎地域対策協議会事業計画について

1 会議の開催

本会の重要事項について協議決定するため総会等を開催する。

- (1) 総会 2回
- (2) 役員会 1回
- (3) 監査会 1回

2 要望活動

島根県及び県内過疎市町村、全国過疎地域連盟等との連携により、引き続き、総合的な過疎対策が講じられるよう、国等に対し必要な財源確保等について要望活動を行う。

- (1) 県要望
要望先：知事、副知事
- (2) 中央要望
要望先：県選出国會議員等
自民党過疎対策特別委員会
公明党過疎地に関するPT
総務省
全国過疎地域連盟
- (3) 全国過疎地域連盟の要請活動への参加

3 調査、研究事業

今後の効果的な過疎対策の推進のため、市町村長及び市町村担当職員を対象として過疎対策事業に関する研修会を開催する。

4 各種会議への参加

全国過疎地域連盟が主催する会議等に参加する。

また、これらの会議等への参加を通じて、過疎対策に関する情報収集を行う。

- (1) 全国過疎地域連盟主催会議
定期総会、臨時総会、幹事会
- (2) 全国過疎問題シンポジウム（熊本県）
- (3) 中国・四国ブロック過疎対策担当課長等会議（岡山県）
- (4) 過疎対策担当職員研修会

5 研修会等への参加費助成

過疎対策担当職員研修会（全国過疎地域連盟主催）又は全国過疎問題シンポジウムに参加する市町村職員の旅費等を助成する。

令和4年2月21日提出

島根県過疎地域対策協議会
会長 岩本 一 巳